

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、平成 26 年度福井県公共工事入札監視委員会（第 3 回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 21 日（金） 9:30 ～ 11:30
- 2 場 所 県庁 3 階 第 4 委員会室
- 3 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員（五十音順）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 会議概要

- (1) 入札および契約に係る制度の運用について（平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）
 - ・契約件数、落札率の状況について説明
 - ・指名停止の運用状況について説明
 - ・総合評価落札方式の実施状況について説明

Q 主任技術者の専任義務違反で監督処分を受けたことを理由に指名停止措置を行ったと説明があったが、人材不足の中、県は技術者要件を緩和するなどの対応をとっているのか。

A 本県発注工事においては、工事現場の相互の間隔が 10Km 以内である場合など一定の要件を満たす場合には、主任技術者の兼務を認めている。

Q 不調・不落の発生件数が多くなっているようだが、工事ごとの応札者数の分布も合わせて報告できないか。

A 次回の委員会から報告する。

(2) 抽出事案審議（事前に清水委員が抽出）

ア 県営水泳場屋内プール給排水設備工事

Q 入札参加条件で施工実績を求めているが、県内に、このような大規模なプールの施工実績を有している業者はいるのか。

A プールの施工実績でなくても、一般的な建築物での施工実績でも可としている。また、延べ面積 470 m²以上の建築物で、かつ、循環配管方式での設備能力の合計が 250kw 以上という要件もそれほど過大なものではなく、多数の業者が実績を有していることを確認している。

Q 過去 15 年間における施工実績を求めているが、県の入札に参加しようとする業者は、15 年間も書類を保存しておかなければならず、負担が重いのではないか。

A 公共工事においては、施工実績を登録する全国共通のシステムがあり、当該システムで施工

実績等が確認できるため、必ずしも書類を保存しておかなければならないわけではない。ただし、民間工事においてはそのようなシステムがないため、県の入札に参加しようとする業者は書類などを保存しておく必要がある。

なお、建設業法の規定上は、5年間の保存義務があるが、5年を超えても、メンテナンスの必要があるため、施工業者は一定期間図面などを保存していることが多いと思われる。

Q 総合評価落札方式の技術評価点では、工事成績で差がついていると考えてよいか。

A この工事に限らず、実績評価型の総合評価落札方式では、工事成績で差がつくことが多い。

イ 原子力災害制圧道路等整備工事（交付金）（仮称）新大島トンネル犬見工区

Q 入札を行った者のうち2者が辞退をしているが、その理由は何か。

A この工事は、施工体制確認型の総合評価落札方式で落札者を決定することとしており、低入札調査基準価格を下回った場合には、その価格で適正な施工ができるかどうか確認するための資料の提出を求め、施工可能であると発注者が判断した場合に限り、施工体制評価点を与える方式である。

辞退した2者は、いずれも低入札調査基準価格を下回ったところであるが、施工体制評価点を得ることが困難であると考え、施工体制を確認するための資料の提出を辞退したのではないかと考えられる。

Q どの入札参加者の技術評価点もほぼ満点に近い数字であるが、技術提案の内容は、どれも似たようなものだったのか。

A 結果として、技術評価点は全者とも近い数字になったが、提案の内容は、それぞれの豊富な施工経験に基づいた独自のものであった。

Q WTOによる一般競争入札を行っているが、過去に海外の建設業者が落札した事例はあるか。

A ない。また、入札に参加した事例もない。

ウ 平成25年度経営体育成基盤整備事業（ほ場）岡保東部地区第3号工事

Q 総合評価値1位の業者が落札を辞退しているが、その理由は何か。

A 同時期に3件の入札で落札候補者になり、2件については契約まで至ったが、この案件については主任技術者の配置ができないとして、辞退している。

Q 総合評価落札方式の評価項目となっている工事成績は、どのような基準で評定されているのか。

A 国土交通省の評定基準を準用している。標準点を65点として、優良な項目が多いほど点数が高くなり、不良な項目が多いほど点数が低くなる。

Q 総合評価落札方式を導入する場合には、結果として工事成績が上がっていく必要があると考えますが、工事成績の推移はどうなっているか。

A 本県発注工事における工事成績は、総合評価落札方式導入後、年々上昇傾向にあり、特に総合評価落札方式で落札者を決定した案件の方が、価格競争で落札者を決定した案件よりも、工事成績が高い傾向にある。

エ 平成26年度予防治山工事

Q アンカーを打ってロープネットを張るなど、特殊な工事のように思えるが、施工実績を問わないのはなぜか。

A 特に高度な技術力を必要としない一般的な工事であり、施工実績は問わなかった。

オ 山里口御門整備事業その1工事

Q この案件は、本年6月に導入した地域防災力維持型の総合評価落札方式であるが、この方式

について、どのような傾向が見受けられると分析しているのか。

A 契約件数としては、これまで76件あり、うち53件が自社施工比率7割以上の加点を受けていることから、自社施工能力の高い建設業者を高く評価するという制度導入の効果があったと考えている。

なお、いずれの工事においても、現在施工中であり、工事品質の向上にも効果があるのかどうかについては、今後、分析していきたい。

Q 総合評価落札方式における評価項目のうち、社会貢献度や地域貢献度については、どの業者も満点をとっており、差がつかなくなっているのではないか。評価する意義があるのか。

A 個別の工事で差がつかないとしても、総合評価落札方式の評価項目とすることで、災害協定の締結や除雪契約の締結を維持していくことに対するインセンティブが働く。結果として、地域防災力の維持につながる効果があり、土木行政の推進の観点から必要性があると考えている。

(3) 談合その他の不正行為に関する事項について

「該当なし」と報告

(4) その他

建設工事に関連する測量・調査・設計等委託業務についても、公共工事の入札に関する透明性を確保する観点から、第三者機関である入札監視委員会の審議を受けることについて、提案があり、審議の結果、平成27年度から審議対象とすることが決定された。